

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

ミ・特原・50・90・125

令和 年 月 日

受付印

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

高槻市長 宛

| | |
|-------------|---------------------------|
| 添付書類 確認欄 | 販売証明・廃車証明・申告済証 その他 () |
|-------------|---------------------------|

| | | | | | |
|--|---|--|--------------------------------|-----------|--|
| 申告の理由 新規 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲り受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 | 変更 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所・氏名 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> 排気量変更 <input type="checkbox"/> その他 | 種別 | | 標識番号 | |
| | | 原動機付自転車 | 小型特殊自動車 | () | |
| | | <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc又は0.6kW以下) | <input type="checkbox"/> 農耕作業用 | 納税義務発生年月日 | |
| | | <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下及び最高速度20km/h以下) | <input type="checkbox"/> その他 | 令和 年 月 日 | |
| | | <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc又は0.8kW以下) | 旧標識番号 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc又は1.0kW以下) | | | |
| | | <input type="checkbox"/> ミニカー | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----------|---------------------|-------------|----------|-------------------------------|---|------------|----------|
| 納税(申告・報告)義務者 | 所有者 | 住所又は所在地 (フリガナ) | 委任印欄 | | 所有形態 | 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. リース車 | | |
| | | 氏名又は名称 | | | 主たる定置場 | 1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2. 高槻市 | | |
| | | 生年月日 | 大・昭平・ 年 月 日 | 電話番号 | | 車名 | 型式及び年式 | 原動機の型式番号 |
| | | | | | | 型年式 | | |
| | リース車の場合記入 | 住所又は所在地 (フリガナ) | 委任印欄 | | 車台番号 | 型式認定番号 | 総排気量又は定格出力 | |
| | | 氏名又は名称 | | | アルファベットや数字の記入誤りにご注意ください。 | | | |
| | | 生年月日 | 大・昭平・ 年 月 日 | 電話番号 | 下記、長さ・幅・最高速度の欄は、特定原付の申告時のみ記入。 | | | |
| | | | | | 長さ | 幅 | 最高速度 | |
| | | | | | m | m | km/h | |
| | 届出者 | 住所又は所在地 (フリガナ) | 委任印欄 | | 販売・譲渡証明書 | 上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車(特定原付を除く)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日 | | |
| 氏名又は名称 | | | | 住所又は所在地 | | | | |
| 電話番号 | | | | 氏名又は名称 | | | | |
| | | | | 電話番号 | | | | |
| | | | | | 古物商許可番号 | 公安委員会 号 | | |
| この申告について、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。 | | | | 標識の返納の有無 | 標識を返納できない場合の理由 | | | |
| 本人確認資料 処理欄 所有者・届出者 | | 運転免許証・健康保険証・その他 () | | 有・無 | 盗難・紛失・破損・その他 | | | |

(注意) 虚偽の申告又は報告をされますと、地方税法の規定により処罰される場合があります。

※申告書の記載要領及び申告に必要なものは裏面に記載
※届出者が所有者本人(法人以外)の場合は、押印不要

記載要領

- この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口に✓を記入すること。
- 「納税(申告・報告)義務者」の欄の所有者と使用者が同じ場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 「所有形態」の欄には、該当項目を○で囲むこと。
- 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については「1」を○で囲み、それ以外の場合については「2」の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の口に✓を記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
 ①原動機の定格出力が0.6キロワット以下 ②長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下 ③最高速度が20キロメートル毎時以下

| | 新車を購入した場合 (業者から購入) | 廃車手続き済みの バイクを譲り受けた場合 (売買や友人等から譲り受けるなど) | 高槻市内の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合 | 他市町村から 転入してきた場合 | 他市町村の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合 |
|--------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 登 録 に 必 要 な も の | ・所有者の本人確認書類(写し可) ・販売証明書 (本人確認書類の例) 運転免許証、健康保険証 身体障がい者手帳、療育手帳 マイナンバーカード、住基カード パスポート、在留カード等 国・地方公共団体が発行して いる身分・資格証明書 ※有効期限内のもの | ・所有者の本人確認書類(写し可) ・市町村発行の 廃車証明書(再登録用) ※ただし、売主が公安委員 会から古物商の許可を受 けている場合は、手帳(古 物営業法に基づく許可証) のコピー、販売証明書、 車台番号の石刷り(拓本) でも登録できます。 ※備考欄に自賠責保険等 の解除について記載され た廃車申告受付書につい ては再登録用の廃車証明 書としての取り扱いはでき ません。 | ・新所有者の本人確認書類 (写し可) ・原動機付自転車申告済証 (紛失の場合は車台 番号の石刷り(拓本)又は 車台番号の写真や画像) ・ナンバープレート ・旧所有者の譲渡証明書 (住所・氏名・生年月日・ 連絡先を記載) 又は本人確認書類(写し可) | 1 廃車手続きが完了して いる場合 ・所有者の本人確認書類(写し可) ・市町村発行の 廃車証明書(再登録用) | ・新所有者の本人確認書類 (写し可) ・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書) ・市外のナンバープレート |
| | | | | 2 廃車手続きが済んでい ない場合 ・所有者の本人確認書類(写し可) ・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書) ・市外のナンバープレート | ・旧所有者の譲渡証明書 又は本人確認書類(写し可) ※他市町村からの転入や他 市町村から市内への名義 変更の場合、申告済証(標 識交付証明書)が無ければ 手続きができません。先に 前の市町村で廃車手続き を行ってください。 |
| ※各種証明書及び申告済証については必ず原本をご持参ください。 | | | | | |

<ご注意とお願い>

- 高槻市に住民登録されていない方は、住民票所在地を確認できるもの(免許証の写し等)と、現住所、氏名が確認できるもの(公共料金の領収書や郵便物(公的機関からのもの等))をご持参ください。
- 代理の方が手続きをされる場合は、所有者の本人確認書類、又は委任印欄への押印で手続き可能です。(法人の場合は必ず法人印が必要です。)また、代理の方の本人確認書類も必要です。
- ミニカーの登録をされる場合は、所定の条件を満たしているかの確認のために、パンフレットの写しや写真(輪距が0.5mを超える写真等)等の添付が必要です。
- 排気量変更をして登録される場合は、排気量変更の報告書の提出が必要ですので、お問い合わせください。
- 原動機付自転車申告済証の紛失により再発行する場合は、車台番号の石刷り(拓本)又は車台番号の写真が必要です。

この申告書は令和5年3月末現在の地方税法に基づいて作成しています。